
監 査 委 員 公 表

那監公表第 5 号
平成 30 年 2 月 1 日

那覇市監査委員	新	城	和	範
同	宮	里	善	博
同	糸	数	昌	洋
同	古	堅	茂	治

平成 29 年度定期監査（工事監査）の結果について（公表）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査（工事監査）を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成 29 年度定期監査（工事監査）結果報告書

第 1 監査の概要

1 監査の種類

工事監査（地方自治法第 199 条第 4 項による監査）

2 監査の対象

工事監査実施要領及び実施計画に基づき、契約金額が 1 件 2,000 万円以上（平成 29 年 9 月 7 日時点）で、平成 29 年 11 月 15 日（工事技術調査最終日）現在施行中の土木工事、建築工事、電気工事、機械設備工事等 38 件の中から以下の 3 件を選定した。

- 平成 28 年度県道 11 号線送水管布設替工事
- 平成 29 年度虎瀬公園整備工事（土木）
- 宇栄原市営住宅第 4 期建替工事（建築）

3 監査の期間

平成 29 年 9 月 26 日から平成 30 年 1 月 10 日まで

4 監査の方法

監査は、全国都市監査委員会が定めた旧都市監査基準準則の工事監査等の着眼点のうち、主に計画、設計、積算、契約、施工、維持管理等について、経済性、効率性、安全性及び諸手続きが適正に確保されているかを主眼として、各工事について課長、担当職員より説明を聴取し、これらの各項目の各段階において実施された工事が適正であるかどうかについて、書類審査及び現場調査（11 月 13 日から 15 日まで）を実施した。

なお、実施に当っては、工事技術調査業務委託契約に基づき、公益社団法人大阪技術振興協会から派遣された技術士（建設部門）を交えて工事関係職員から説明を聴取し、設計図書、監査資料等の書類審査及び現場を視察し、調査を行った。

なお、指摘事項等について対象部署から弁明、見解等を聴取した結果、申し出はなかった。

第 2 監査の結果

- 1 関係書類を審査し、疑問点は説明者に質問して当該工事の計画、設計、積算、契約、施工管理、品質管理、監理・監督等の各段階における技術的事項の実施態様について整合性を検査した結果、おおむね適正である。

- 2 積算に関しては、建築工事積算基準（沖縄県土木建築部）、土木工事標準積算基準書（沖縄県土木建築部）、水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）等及び営繕工事標準単価表、建築施工単価、建築コスト情報、実施設計単価表、土木施工単価、建設物価、積算資料、見積比較等に基づき積算され、適切な積算である。
- 3 設計図書、その他工事関係書類は必要かつ十分であり、その整備も良好である。また、改善が必要な点については直ちに改善に取り組んでいることから、現場の施工状態もおおむね適切である。ただし、一部に改善を要する指摘事項等があり、これらについては速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努められたい。

なお、公益社団法人大阪技術振興協会より工事概要、書類調査における所見、現場施工状況調査における所見等について、那覇市平成 29 年度工事技術調査結果報告書（平成 29 年 12 月 6 日）として提出されている。

（注）指摘事項等の区分は、次のとおりとする（定期監査実施要領による）。

（1）指摘事項

重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。

（2）是正事項

改善を要する悪い状況を改め正すこと。

（3）注意事項

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

（4）要望事項

予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

第 3 各工事監査の結果

○平成 28 年度県道 11 号線送水管布設替工事

1 工事担当所管部署

上下水道局 水道工務課

2 工事概要

送水管を技術的基準に適合するよう耐震化し安定供給を図ることを目的としている。

県道 11 号線には沖縄県企業局が施工した P C P 管 φ 400mm 及び φ 450mm の送水管が布設されている。この送水管は、那覇市長田にある沖縄県企業局の上間調整池から豊見城市の海軍壕公園付近にある豊見城配水池へ水を送る重要な管の一つである。既設管は昭和 44 年（1969 年）に布設され 48 年経過しており老朽化及び耐震性

において課題があることから、本工事にて耐震管である GX 型及び NS 型ダクトイル
鋳鉄管への布設替えを行う。

(1) 工事場所

豊見城市字高安・根差部地内

(2) 工事内容

GX形※	φ 150mm	L = 18.4 m
NS形※	φ 400mm	L = 154.7 m
NS形※	φ 450mm	L = 45.9m (93.9 m)
仕切弁	φ 50mm	N = 1 基
バタフライ弁	φ 400mm	N = 1 基
磁気探査		一式

S 形……………Seismal(地震の):継手部が大きな伸縮性、可とう性および離脱防止機構を備
えており、優れた耐震性を有している。

※ NS 形……………NewS(新しい S 形):S 形と同等の耐震性能を有し、施工性にすぐれた新しく
開発された継手である。

※ GX 形……………NextGeneration(次世代)からの造語:NS 形のもつ優れた耐震性に加えて、
施工性向上・長寿命・コストダウンを実現する次世代の耐震管である。

(3) 工事請負業者

砂川設備工業株式会社

制限付一般競争入札に 2 度付したが、落札者がなく随意契約となった。

なお、予定価格事前公表による電子入札を行った。

(4) 設計及び工事監理

設 計 : 永技研株式会社

工事監理: 直営

(5) 事業費

予定価格(税込み) 44,820,000 円

請負金額(税込み) 44,663,400 円 (うち消費税及び地方消費税 3,308,400 円)

(6) 工事期間

平成 29 年 7 月 14 日から平成 29 年 12 月 22 日まで

(7) 進捗状況(平成 29 年 10 月末日現在)

計画出来高 59.5 % 実施出来高 40.5 % (計画より 19.0 %遅れ)

(8) 工事監督員

那覇市上下水道局契約事務規程に基づき、主任現場監督員及び現場監督員が
定められている。

3 調査項目(着眼点)

(1) 計画について

ア 都市計画及び事業決定の手続きは適正に行われているか。

- イ 本工事の計画通知関係書類が整備されているか。
- ウ 地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整がなされているか。

(2) 設計について

- ア 事業目的に適合した設計となっているか。
- イ 法令等に適合した設計となっているか。
- ウ 仕様書、図面、設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。
- エ コスト削減意識を反映した設計となっているか。

(3) 積算について

- ア 積算基準等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- イ 歩掛及び単価は適正か。
- ウ 数量、金額は正確か。また、その積算根拠は明確か。

(4) 契約について

- ア 契約の方法及び手続きは適正か。
- イ 契約締結は適正か。

(5) 施工及び現場調査について

- ア 工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に行われているか。
- イ 設計図書どおり施工されているか。また、粗悪な材料の使用、施工の粗雑、手抜き等の工事はないか。
- ウ 法令等を遵守して施工されているか。
- エ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。
- オ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。
- カ 現場の安全管理は適切に行われているか。
- キ 工事管理及び品質管理は適切に行われているか。
- ク 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。
- ケ 環境に配慮した建設資材の使用に努めているか。

4 総 評

工事全体を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手前、工事中の書類は、分かりやすく整備され、「工事関係書類一覧表」及び「施工プロセスチェックリスト」に沿い適切な管理がなされていた。

施工及び管理は、書類はもとより、現場での管理が大切である。

施工延長が長く、地下埋設物も輻輳している。地下埋設物部の人力掘削の徹底及び狭隘な施工個所での歩行者通路の確保など徹底されたい。

施工管理（工程内検査、段階検査）は、適切に実施されていた。

出来高が約 40.5%程度であり、残工事出来高が約 60%ある。良好な地元コミュニケーションを図り、指導的立場を継続し、無事故、無災害完成を図られたい。

なお、個々の調査結果について気づいた点は、各項目の指摘事項等で記述しているので確認、対応されたい。

5 書類調査について

(1) 実施計画について

送水管を技術的基準に適合するよう耐震化し安定供給を図ることを目的とする。

県道 11 号線には沖縄県企業局が施工した PCP 管 $\phi 400\text{mm}$ 及び $\phi 450\text{mm}$ の送水管が布設されている。この送水管は、那覇市長田にある沖縄県企業局の上間調整池から豊見城市の海軍壕公園付近にある豊見城配水池へ水を送る重要な管の一つである。既設管は昭和 44 年（1969 年）に布設され老朽化及び耐震性において課題があることから、本工事にて耐震管であるダクトイル鋳鉄管への布設替えを行う計画である。

(2) 設計について

ア 埋戻材として、土質試験で確認後に現場発生土を使用する。

イ 路盤材及び舗装材は、再生材を使用する。

ウ 耐震性の高いダクトイル鋳鉄管を使用する。

エ 実施設計に使用した基準、指針は、以下のとおりである。

・平成 28 年水道事業実務必携（平成 28 年 7 月 21 日発行：全国簡易水道協議会）

(3) 積算について

ア 工事コスト縮減について

埋め戻し材は、現場掘削土の土質試験を行い、適否を確認後、使用している。

イ 環境面について

(ア) 路盤材及び舗装材は、再生材を使用している。

(イ) 重機は、排出ガス対策・低騒音・低振動型を採用している。

(ウ) 建設発生土を使用する。

ウ 耐震面について

耐震管である NS 形及び GX 形ダクトイル鋳鉄管を使用している。

エ 積算について

積算は、「平成 28 年度水道事業実務必携 全国簡易水道協議会」及び「平成 28 年度土木工事標準積算基準書」を準拠し、適正に算出されていた。

単価については、「平成 28 年度実務設計単価表 10 月（沖縄県）」、及び「平成 28 年度水道資材統一単価表（日本水道協会沖縄県支部）」により、適正に那覇市採用単価の決定がなされていた。

オ 積算の参考にした図書は、以下のとおりである。

- ・平成 28 年度 水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表（水道事業実務必携）
- ・平成 28 年度 土木工事標準積算基準書（沖縄県）
- ・平成 28 年度 実務設計単価表 10 月（沖縄県）
- ・平成 28 年度 水道資材統一単価表（日本水道協会沖縄県支部）

カ 工事設計書について

「工事設計書」を確認したところ適正に整備されていた。

(4) 施工について

ア 問題点及び課題について

(ア) 設計上について

既設管の土被りが不明な部分がある。

(イ) 施工上について

a 試掘により既設管土被りを確認したいが、老朽化のため破損する恐れがある。

b 昼間施工を基本としているが、渋滞状況によっては夜間施工に変更する。

イ 施工関係について

(ア) 関係諸官庁への届出について

必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備・保管されていた。道路使用許可証を確認したところ適正であった。

(イ) 現場代理人、監理技術者届及び関係下請負等届について

現場代理人及び監理技術者届は、適正に整備されていた。

工事下請負届は、表紙、体系図及び建設業許可票を確認した。

施工体系図を作成し、下請負人の技術者・資格の写しと共に整理され、適正に見やすくファイリングされていた。

(ウ) 工事カルテについて

工事カルテの作成と(財)日本建設情報総合センター(JACIC)のCORINS(工事实績情報サービス)登録は行われており、関連書類は適正に整備・保管されていた。

(エ) 工程管理について

契約時及び施工計画書に詳細実施工程表を作成提出させ適正に管理されていた。月初めに、先月工事出来高、今月施工予定を打合せ会議にて確認していた。

実施工程、施工各部分構成率、出来高工程曲線がリンクされ、適正な工程管理であった。

(オ) 施工体系図及び施工体制台帳について

施工体系図は、適正に提出され、整備・保管されていた。また、施工体系図は適正に作成し、公衆の見やすい位置に掲示していた。

a 指摘事項等

(要望事項)

入札契約適正化法第15条、建設業法第19条、第24条の7、「建設産業における生産システム合理化指針について」(平成3年2月5日建設省通知)に基づき、施工体制台帳の作成及び提出が下請負契約を締結する全ての公共工事に拡大されており、下請負契約がされた場合は、元方事業者の下請負契約の内容を確認すること。

(カ) 施工計画書について

施工計画書については、適正に作成させ、見やすくファイリングされており、適切な内容であった。

a 指摘事項等

(注意事項)

水道工事の配管継手部の品質を確保するに際して、配管工の資格証の控えを添付させること。

(キ) 写真管理について

提示された写真について確認したところ適正に整理されていた。

(ク) 工事材料関係の書類について

使用資材製品届などは、工事請負者から監督員に提出され、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も請負者から監督員に提出され、適正に整備・保管されていた。

(ケ) 打合せに関する書類について

打合せについては、関係者協議・打合せ事項を一括してまとめ、的確に実施され、関係書類も整備・保管されていた。

ウ 環境保全について

施工箇所は、車両の交通量が多く、通学路でもある。夜間施工を行なう等の場合は、近隣地域住民及び一般車両に配慮し、交通誘導員の安全への配慮を徹底されたい。また、施工に使用する重機は、低騒音・低振動建設機械を使用されたい。

(ア) 建設廃棄物処理に関する書類について

a 発生材について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などを遵守した再資源利用計画書（実施書）を業者に提出させ、発注者側として管理されていた。

b 廃棄物処理計画書は、整備されていた。収集運搬業者及び処理業者との契約において、契約書写しを確認したところ適正であった。

c 建設廃棄物処理委託の契約書は、適正に提出させ管理されていた。

d 指摘事項等

(要望事項)

廃棄物処理の管理、契約書確認がしやすくなることから、廃棄物処理の処理業者フローを作成すること。

(注意事項)

収集運搬業者の運搬許可の車両リストを添付すること。

エ 安全管理について

(ア) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されており、良好な安全管理を実施していた。

(イ) 作業員への安全管理は、ミーティング及びKY活動記録で作業員に周知徹底がなされていた。

(5) 工事事務について

ア 施工業者の選定について

「那覇市上下水道局契約事務規程第6条第4項」「那覇市上下水道局制限付一般競争入札要綱」「那覇市建設工事の入札及び契約に係る情報に関する事務取扱要領」及び「那覇市電子入札運用基準」に基づき適正に執行していた（水道施設）。

イ 契約について

(ア) 契約保証について

契約に必要な書類は完備されており、その内容は適正であった。

a 地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られていた。

（西日本建設業保証株式会社 請負金額の10%）

b 前払金保証については、契約約款通りであり適正である。

（西日本建設業保証株式会社 請負金額の40%以内）

(イ) 工事契約書について

工事請負契約書は、「工事請負契約約款」に基づき適正に作成されていた。

(ウ) 建退共証紙など書類について

建設業退職金共済制度への加入はなされていた。掛金納付書を確認した。

(エ) 契約約款第50条（火災保険など）について

第50条第2項は、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示することを記載している。第三者賠償責任保険契約書の証券写しを提出させ適正であった。

6 現場施工状況調査について

(1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。

(2) 監査日は、他工事の調整で不稼働日であった。交通量が多く、また、通学路があり、工期も厳しい状況だと判断する。工事進捗の促進と他工事連絡調整の徹底を図られたい。

(3) 指摘事項等

（注意事項）

ア 資材置き場のアスファルトガラは産業廃棄物であり、資材置き場は一時保管場所となるため、所定の「法定標示看板」を掲示させること。

イ 公衆の見やすい位置に掲示する看板の記載を一部修正させること。建設業の許可票に表示する主任技術者の欄は、専任の「有」「無」を記載するのではなく、「専任」又は「非専任」を記載する（写真－1参照）。

7 現場調査時の写真

(写真－1 建設業の許可票)

建設業の許可票			
商号又は名称		砂川設備工業株式会社	
代表者の氏名		代表取締役 砂川 幸山	
主任技術者の氏名	専任の有無	崎間 肇	有
資格名	資格者証交付番号	2級土木施工管理技士	第96076362号
一般建設業又は特定建設業の別		一般建設業	
許可を受けた建設業		水道施設工事業・管工事業	
許可番号		沖縄県知事許可（般-29）第11271号	
許可年月日		平成 29 年 8 月 27 日	

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	平成 29 年 7 月 14 日から
労働保険番号	47-1-01-608210
事業の期間	平成 29 年 7 月 14 日から 平成 29 年 12 月 22 日まで
事業主の住所氏名	沖縄県那覇市東町25-12座波マンション101 砂川設備工業株式会社
注文者の氏名	那覇市上下水道事業管理者
事業主代理人の氏名	上下水道局長 兼次 俊正 崎間 肇

「専任」又は「非専任」と記載する（建設業法第 26 条）。

(現場調査状況)



○平成29年度 虎瀬公園整備工事（土木）

1 工事担当所管部署

建設管理部 花とみどり課

2 工事概要

虎瀬公園は、本市の地形的特徴や自然的特徴を形成する緑の骨格の一部であり、特に区域内の斜面緑地については、沖縄の琉球石灰岩地帯特有の多種多様な樹木が豊に繁茂する貴重な緑地であることから、早急に保存・整備を行うものである。また、那覇市の市街地を見渡せる眺望地点（ビスタポイント）を有し、市民が憩い、散策や眺望が楽しめる公園として事業の効果を有している。

(1) 工事場所

那覇市首里赤平町2丁目 久場川町1丁目 地内

(2) 工事内容

敷地造成工		植栽工	
土工	一式	カイズカイズキ	16 本
管理施設工		設備工	
プレキャストL型擁壁	32.1m	電気（FEP）管	5.0m
重力擁壁	31.8m ³	水道（HIVP）管	3.0m
U型擁壁	46.4m ³	雑工	
階段	一式	団粒化剤吹付け	950 m ²
排水溝		小堤工	152.9m
RPU型側溝	9.7m	既設コンクリート構造物取壊し	3.4m ³
埋設（VP）管	16.4m		
集水枳	4 基		

(3) 工事請負業者

株式会社丸平工務店

制限付き一般競争入札（事後審査型）に付し、1回目で落札した。

なお、予定価格事前公表による電子入札を行った。

(4) 設計及び工事監理

設 計：合資会社泉エンジニアリング

工事監理：直営

(5) 工事費

予定価格（税込） 23,230,800 円

請負金額（税込） 20,868,840 円 （うち消費税及び地方消費税 1,545,840 円）

(6) 工事期間

平成29年8月21日から平成29年12月22日まで

(7) 進捗状況（平成29年10月末日現在）

計画出来高 43.63% 実施出来高 41.58%（計画より2.05%遅れ）

概ね計画工程通り進捗しているが、製作工場側の都合によりプレキャストL型擁壁の製作工程に遅れが生じているため、フォローアップが必要である。

(8) 工事監督員

契約約款に基づき請負者に対し、主任現場監督員（主幹）及び現場監督員（主任技師）が通知されている。

3 調査項目（着眼点）

(1) 計画について

- ア 計画及び事業決定の手続きは適正に行われているか。
- イ 本工事の計画通知関係書類が整備されているか。
- ウ 地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整がなされているか。

(2) 設計について

- ア 事業目的に適合した設計となっているか。
- イ 法令等に適合した設計となっているか。
- ウ 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。
- エ コスト削減意識を反映した設計となっているか。
- オ 高齢者、障がい者等利用者の立場に立った設計となっているか。

(3) 積算について

- ア 積算基準等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- イ 歩掛及び単価は適正か。
- ウ 数量、金額は正確か。また、その積算根拠は明確か。

(4) 契約について

- ア 契約の方法及び手続きは適正か。
- イ 契約締結は適正か。

(5) 施工及び現場調査について

- ア 工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に行われているか。
- イ 設計図書どおり施工されているか。また、粗悪な材料の使用、施工の粗雑、手抜き等の工事はないか。
- ウ 法令等を遵守して施工されているか。
- エ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。
- オ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。
- カ 現場の安全管理は適切に行われているか。
- キ 工事管理及び品質管理は適切に行われているか。
- ク 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。
- ケ 環境に配慮した建設資材の使用に努めているか。

4 総 評

工事全体を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手から工事完成までの書

類は良く整備されていた。工事監理調書（土木・建築工事）、「土木工事特記仕様書」及び「施工条件明示補足」「磁気探査業務特記仕様書」「環境配慮仕様書」などの提出書類のチェック表を作成しており、工事請負業者への適切な指導の現われと思われる。

施工計画など、工事着手前から現在までの書類は適正に管理されており、現場確認においても、適正に管理及び施工がなされていた。

なお、個々の調査結果について気づいた点は、各項目の指摘事項等で記述しているので確認、対応されたい。

5 書類調査について

(1) 実施計画について

那覇市の地形的特徴や自然的特徴を形成する緑の骨格の一部であり、市街地を見渡せる眺望地点（ビスタポイント）を有し、市民が憩い、散策や眺望が楽しめる公園として事業の効果を期待し計画する。

ア 環境面について

(ア) 基礎材は、再生材を使用する。

(イ) 埋戻し材に現場発生土を使用する。

イ その他

詳細設計前にワークショップを行い、地域住民の要望を反映させる。

(2) 設計について

ア 耐震面について

道路土工、擁壁工指針に基づき設計する。

(3) 積算について

ア 工事コスト縮減について

埋め戻し材に現場発生土を使用する。

イ 工事積算について

積算基準は、沖縄県土木建築部発行の「土木工事積算基準書」に基づく積算システム（算明）を導入し、沖縄県の「実施設計単価表」及び市販の刊行物「建設物価」「積算資料」を用い適正に算出していた。また、上記単価が採用できない「物価資料によらない場合」の原則として見積り業者数3社以上から徴取し、平均値を那覇市採用単価とし積算しており、適正であった。

ウ 積算の参考にした図書は、以下のとおりである。

- ・平成28年度 土木工事標準積算基準書（沖縄県土木建築部）
- ・平成29年度 実施設計単価表4月（沖縄県土木建築部）
- ・平成29年度 建設物価6月（（一財）建設物価調査会）
- ・平成29年度 積算資料6月（（一財）経済調査会）
- ・業者見積（3者以上）

エ 工事設計書について

「工事設計書」を確認したところ適切に整備されていた。

(4) 施工について

ア 環境面について

施工範囲が住宅地に近接しているため、騒音、振動および粉塵対策等を実施している。

イ その他

(ア) 現場への進入路が狭く、見通しが悪いため、工事車両通行時の交通管理に配慮している。

(イ) 地域住民や公園利用者への協力願いを配付し、理解を得るよう配慮している。

ウ 問題点や課題について

プレキャストL型擁壁の製作が遅れている。

エ 施工関係について

(ア) 関係諸官庁への届出について

必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備・保管されていた。

(イ) 現場代理人、主任技術者届及び関係下請負等届について

現場代理人及び主任技術者届は、適正に整備され、工事下請負届は、表紙、体系図及び建設業許可票を確認した。

施工体系図を作成し、下請負人の技術者・資格の写しと共に整理され、適正に見やすくファイリングされていた。

(ウ) 工事カルテについて

工事カルテの作成と(財)日本建設情報総合センター(JACIC)のCORINS(工事实績情報サービス)登録が行われ、関連書類は適正に整備・保管されていた。

(エ) 工程管理について

契約時及び施工計画書に詳細実施工程表を作成提出させ、適正に管理され、月初めに、先月工事出来高、今月施工予定を打合せ会議にて確認していた。

実施工程、施工各部分構成率、出来高工程曲線がリンクされ、適正な工程管理であった。

(オ) 施工体系図及び施工体制台帳について

施工体系図は、適正に提出され、整備・保管されていた。また、施工体系図は適正に作成し、公衆の見やすい位置に掲示していた。

a 指摘事項等

(要望事項)

入札契約適正化法第15条、建設業法第19条、第24条の7、「建設産業における生産システム合理化指針について」(平成3年2月5日建設省通

知)に基づき、施工体制台帳の作成及び提出が下請負契約を締結する全ての公共工事に拡大されており、下請負契約がされた場合は、元方事業者の下請負契約の内容を確認すること。

(カ) 施工計画書について

施工計画書は、本工事に沿った記載項目であり、適切に作成されていた。

施工計画を活用することにより、段階状況立会確認、材料承認など、監督員の検査チェックの忘れがなくなり、システムチックに現場管理を行っていた。

a 指摘事項等

(注意事項)

構造物の安全性を確認するため、二次製品のL型擁壁工の「構造計算書」を添付させること。

(キ) 写真管理について

提示された写真について確認したところ適正に整理されていた。

(ク) 工事材料関係の書類について

使用資材製品届などは工事請負者から監督員に提出され、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も請負者から監督員に適正に提出され、整備・保管されていた。

(ケ) 打合せに関する書類について

打合せについては、関係者協議・打合せ事項を一括してまとめ、的確に実施され、関係書類も整備・保管されていた。

オ 環境保全について

(ア) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者、処理業者との契約など適正に実施されていた。

(イ) 産業廃棄物管理票（マニフェスト票）は確認できなかったが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などを遵守した再生資源実施計画書を提出させていた。

竣工書類検査段階で、設計書、マニフェストの最終確認を行い、運搬状況写真、処分地写真を確認するとのことである。

カ 安全管理について

(ア) 施工計画書より安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。

(イ) 作業員への安全管理は、朝礼、ミーティング及びKY活動記録で作業員に周知徹底がなされていた。

(ウ) 今後、別途擁壁工事を発注するとのことである。

a 指摘事項等

(要望事項)

別途工事を発注した場合は、労働安全衛生法第 30 条第 2 項に基づき、第 1 項の措置（特定元方事業者等の講ずべき措置）を行う「特定元方事業者」を指名すること。

(エ) 現場は、粘性土で雨が降ると足元が悪くなる。

a 指摘事項等

(注意事項)

作業員の安全通路を明確にし、車両と接触しない措置を講じること。

(5) 工事事務について

ア 設計者について

設計会社の選定は、担当部課からの「業者の選定内申」により指名審査専門部会を経て、指名競争入札により行い、「那覇市指名競争入札実施要領」に沿って適正であった。

イ 施工業者の選定について

本工事については、「那覇市契約規則第 10 条第 4 項」「那覇市建設工事競争入札参加者資格審査委員会規程」「那覇市建設工事の入札及び契約に係る情報に関する事務取扱要領」及び「那覇市電子入札運用基準」に基づき、適正に執行していた（土木一式工事）。

ウ 契約について

(ア) 契約保証について

a 地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている（現金納付 請負金額の10%）。

b 前払金の請求はなく、支出はない。

(イ) 工事契約書について

工事請負契約書は、「工事請負契約約款」に基づき適切に整備されていた。

(ウ) 建設業退職金共済に関する書類について

建設業退職金共済制度への加入がなされ、掛金収納書（原本）が添付されていた。

(エ) 契約約款第50条（火災保険など）について

第 50 条第 2 項は、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示することを記載している。第三者賠償責任保険契約書の証券写しを提出させ適正であった。

6 現場施工状況調査について

(1) L型擁壁 2 次製品は、生産品であることから、製作日数に時間を要しており、計画工程より遅れが生じている状態である。資材搬入後は、これまで以上に打ち合わせを密に行い、工程管理を十分実施し、また、人員やパーティー数を増やす等して工程短縮を図られたい。

(2) 朝礼掲示板があり、K Y 記録、指示事項が記載され、作業員への適切な指示

指導が伺い知れた。

(3) 指摘事項等

(注意事項)

- ア 公衆の見やすい位置に掲示する看板の記載を一部修正させること。建設業の許可票に表示する主任技術者の欄は、「有」「無」を記載するのではなく「専任」又は「非専任」を記載する（写真－１参照）。
- イ 仮設分電盤には、取扱者名を明示すること（写真－２参照）。

7 現場調査時の写真

(現場調査状況)



建設業の許可票	
商号又は名称	株式会社 丸平工務店
代表者の氏名	代表取締役 平良 次雄
主任技術者の専任の有無	前門 隆也 無
資格名	2級土木施工管理技士
資格交付番号	
一般建設業又は別	一般建設業
許可を受けた建設業	土木事業・建築工事業
許可番号	沖縄県知事許可(一般)第12597号
許可年月日	平成26年10月14日

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	平成28年8月21日
労働保険番号	47-1-01-608481-000
事業の期間	自平成29年8月21日 至平成29年12月22日
事業主の住所氏名	沖縄県那覇市字栄原西丁目10番13号 (株)丸平工務店 代表取締役 平良 次雄
注文者の氏名	那覇市長 城間 幹子
事業主代理人の氏名	現場代理人 又吉 耕平

**この工事の元請事業主は
建退共に参加しています**

この現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合
退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう。

(写真－1 建設業の許可票)

「専任」又は「非専任」と記載する（建設業法第26条）。

仮設分電盤には取扱者名を「明示」すること。



(写真－2 仮設分電盤)

○宇栄原市営住宅第4期建替工事（建築）

1 工事担当所管部署

建設管理部 建築工事課

2 工事概要

老朽化した市営住宅の建替事業により、安全性や居住水準の向上等を目的としている。

宇栄原市営住宅建替事業は、7期の工期に分けて進めており、本工事は第4期建替工事となる。

(1) 工事場所

那覇市宇栄原4丁目577番地

(2) 工事内容

建物用途	市営住宅	
敷地面積		10,806.09 m ²
建築面積		1,417.49 m ²
各階床面積	1階	694.66 m ²
	2階	1,172.93 m ²
	3～8階	1,135.18 m ²
	9階	704.82 m ²
	10～11階	528.67 m ²
延床面積		10,440.83 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造	

(3) 工事請負業者

大米建設・小波津組・南風原工務店共同企業体

制限付一般競争入札（共同企業体）（事後審査型）に付し、1回目で落札した。

なお、予定価格事前公表による電子入札を行った。

(4) 設計者

名工企画設計・湛エンジニア共同企業体

(5) 工事費

予定価格（税込） 1,807,920,000 円

請負金額（税込） 1,734,804,000 円（うち消費税及び地方消費税 128,504,000 円）

(6) 工事期間 平成28年10月7日から平成30年5月31日まで

(7) 工事進捗状況（平成29年10月末日現在）

計画出来高 66.46% 実施出来高 57.46% （計画より9.0%遅れ）

当初計画より遅れが生じている。当初のコンクリート打設や内装工事のサイクルを短縮することにより遅れを取り戻す。

(8) 工事監督員

契約約款に基づき請負者に対し、主任現場監督員（主査）及び現場監督員（主任技師）が通知されている。

3 調査項目（着眼点）

(1) 計画について

- ア 都市計画及び事業決定の手続きは適正に行われているか。
- イ 建築工事の計画通知関係書類が整備されているか。
- ウ 地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整がなされているか。

(2) 設計について

- ア 事業目的に適合した設計となっているか。
- イ 法令等に適合した設計となっているか。
- ウ 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。
- エ コスト削減意識を反映した設計となっているか。
- オ 高齢者、障がい者等利用者の立場に立った設計となっているか。

(3) 積算について

- ア 積算基準等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- イ 歩掛及び単価は適正か。
- ウ 数量、金額は正確か。また、その積算根拠は明確か。

(4) 契約について

- ア 契約の方法及び手続きは適正か。
- イ 契約締結は適正か。

(5) 施工及び現場調査について

- ア 工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に行われているか。
- イ 設計図書どおり施工されているか。また、粗悪な材料の使用、施工の粗雑手抜き等の工事はないか。
- ウ 法令等を遵守して施工されているか。
- エ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。
- オ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。
- カ 現場の安全管理は適切に行われているか。
- キ 工事管理及び品質管理は適切に行われているか。
- ク 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。
- ケ 環境に配慮した建設資材の使用に努めているか。

4 総 評

工事の施工状況及び監督員管理は適正であった。

材料承認一覧表・段階確認書などは、管理チェックリストを活用し、客観的・定量的な突合・照合をすると管理が簡便化される。工事監督員管理に於いては、国土交通省営繕ガイドラインに沿う「確認項目及び確認方法の例示一覧」を参考に、設

計及び工事監理受託者と確認項目を関連付け管理をなされると良い。

現場周辺は、保育園及び住民等の歩行及び車両が多い。工事関係の資材搬入等、時間規制指示等の措置を周知させ、第三者災害のなきよう安全活動の継続を図られたい。

なお、個々の調査結果について気づいた点は、各項目の指摘事項等で記述しているので確認、対応されたい。

5 書類調査について

(1) 実施計画について

ア 全体計画について

- (ア) 老朽化した市営住宅の建替事業により、安全性や居住水準の向上等を目的とする。また、宇栄原市営住宅建替事業は、7期の工期に分けて進めており、各期の基本仕様は変わらない計画とする。

イ その他

- (ア) 周辺の交通マナーの啓発に努める。
- (イ) 車両、歩行者及び地域居住者に十分な配慮を行う。

(2) 設計について

ア 環境面について

- (ア) 散水などに雨水を利用するため、雨水槽を設置する。
- (イ) LED照明を採用し、また、壁面緑化を行う。

イ 耐震面について

- (ア) 平面形状を整形とし、架構形式は桁行方向を純ラーメン構造、梁間方向を耐震壁付ラーメン工法とした。
- (イ) 住戸間の界壁は全て耐震壁とすることで、ねじれの少ない建物とした。

ウ 設計会社の設計技術者および工事監理技術者などの関係書類は、整備されていた。

エ 問題点や課題について

敷地内に高低差があることや、隣接する市営住宅や近隣施設に対する動線計画が課題であった。

オ 設計の参考にした図書は、以下のとおりである。

- ・平成28年度版 公共住宅建設工事共通仕様書(建築・電気・機械)
(公共住宅事業者等連絡協議会編集)
- ・公共建築工事標準仕様書(建築・電気・機械工事編)
(国交省大臣官房官庁営繕部監修)

(3) 積算について

ア 工事コスト縮減について

従来の団地と比べて各住戸のスパンの長さを縮小し、躯体数量等の縮小を図る。

- (ア) 数量算出について

工事設計書の内訳書の数量算出は、業務委託された名工企画設計・湛エンジニア共同企業体によって、「公共建築工事積算基準」「建築数量積算基準」に準拠して作成され、適正であった。

(イ) 値入について

公共住宅事業者等連絡協議会発行の「公共住宅工事積算基準」に準拠し、「事連協単価表」「営繕工事標準単価表」及び市販の「建築施工単価」「建築コスト情報」「積算資料」「建設物価」を使用し、刊行図書の採用年月を内訳書に記載していた。また、「物価資料によらない場合」の原則として見積り業者数3社以上の徴取がなされ、比較を経て最低単価を那覇市採用単価として積算していた。

本工事の設計積算方法は、適正であると判断される。

イ 積算の参考にした図書は、以下のとおりである。

- ・平成28年版 公共住宅工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）
- ・平成28年版 事連協単価表（建築）（公共住宅事業者等連絡協議会）
- ・平成28年度版 営繕工事標準単価表（沖縄県土木建築部）
- ・平成28年号 建築施工単価（（一財）経済調査会）
- ・平成28年春号 建築コスト情報（（一財）建設物価調査会）
- ・平成28年度 積算資料4月（（一財）経済調査会）
- ・平成28年度 建設物価4月（（一財）建設物価調査会）
- ・業者見積

ウ 工事設計書について

「工事設計書」を確認したところ適正に作成し整備されていた。

(4) 施工について

ア 環境面について

仮囲い周囲に照明を設置し、近隣の夜間時の環境に配慮した。

イ その他

仮囲い周囲に交通安全に関する看板を設置し、周囲の交通マナーの啓発に努めている。

ウ 問題点及び課題について

敷地内に高低差がある部分で、施工工程が課題であった。

エ 施工関係について

(ア) 関係諸官庁への届出について

必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備・保管されていた。下記届出書を確認したところ適正であった。

- a 建築確認（第H27計認建築那覇市000032号）
- b 特定生活関連施設新築等計画書について（沖縄県福祉のまちづくり条例第20条第1項ただし書きの措置）
- c 景観計画区域内行為通知書
- d 省エネルギー措置の届出書

- e 確認済通知書（沖縄県赤土流出防止条例第9条第4項）
- (イ) 現場代理人及び関係下請負等届について
 - 関係書類は、適正に作成し整備されていた。
 - 施工体系図を作成し、下請負人の技術者・資格の写しと共に整理され、適正に見やすくファイリングされていた。
- (ウ) 工事カルテについて
 - 工事カルテの作成と（財）日本建設情報総合センター（JACIC）のCORINS（工事实績情報サービス）登録は行われており、関連書類は適正に整備し保管されていた。
 - a 指摘事項等（要望事項）
 - 本工事に若手の担当技術者が多数携わっていることがうかがえる。CORINS登録は、個人の実績登録であり、工事に携わる技術者にインセンティブを与える意味からも、登録することが望ましい。
- (エ) 工程管理について
 - 契約時及び施工計画書に詳細実施工程表を作成・提出させて、適正に管理されていた。月初めに、先月工事出来高、今月施工予定を打合せ会議にて確認していた。
 - 実施工程、施工各部分構成率、出来高工程曲線がリンクされ、適正な工程管理であった。
- (オ) 施工体系図及び施工体制台帳について
 - 施工体系図は、適正に提出され、整備・保管されていた。また、施工体系図は適正に作成し、公衆の見やすい位置に掲示していた。
 - a 指摘事項等（要望事項）
 - 入札契約適正化法第15条、建設業法第19条、第24条の7、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日建設省通知）に基づき、施工体制台帳の作成及び提出が下請負契約を締結する全ての公共工事に拡大されており、元方事業者の下請負契約の内容を確認すること。
- (カ) 施工計画書について
 - 施工計画書については、施工工種毎に適正に作成させ、見やすくファイリングされており、適切な内容であった。
- (キ) 写真管理について
 - 提示された写真について確認したところ適正に整理されていた。
- (ク) 工事材料及び品質関係の書類について
 - 使用資材製品届などは工事請負者から、監督員に提出され、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も請負者から

監督員に適正に提出され、整備・保管されていた。

(ケ) 打合せに関する書類について

打合せについては、関係者協議・打合せ事項を一括してまとめ、的確に実施され、関係書類も整備・保管されていた。

エ 環境保全について

(ア) 現場周辺は、密集市街地で、住宅や学校、飲食店も多く立ち並び、歩行者も多いため現場出入り口や周辺の清掃を徹底し、夜間は保安灯の設置等を行っている。

(イ) 建設廃棄物処理に関する書類について

a 発生材について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等を遵守した再資源利用計画書（実施書）を業者に提出させ、発注者側として管理されていた。

b 廃棄物処理計画書は、整備されていた。収集運搬業者及び処理業者との契約において、契約書写しを確認したところ適正であった。

オ 安全管理について

(ア) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されており、良好な安全管理を実施していた。

(イ) 指摘事項等

(注意事項)

本工事以外に別途発注工事があった。労働安全衛生法第 30 条第 2 項の同一敷地での別途工事があり、法第 30 条の措置を講じる「特定元方事業者」を指名することが必要となる（写真－1 参照）。

指名された「特定元方事業者」は、毎月 1 回「（仮称）労働安全衛生委員会」を開催し、議事録等を保存する必要がある、「統括安全衛生責任者」又は「統括安全衛生責任者に準ずる者」として職務を遂行すること。

※「統括安全衛生責任者」……………作業員数が常時 50 人以上の工事現場

※「統括安全衛生責任者に準ずる者」…作業員数が常時 50 人未満の工事現場

(5) 工事事務について

ア 施工業者の選定について

「那覇市契約規則第 10 条第 4 項」「那覇市建設工事共同企業体取扱要綱」「那覇市建設工事の入札及び契約に係る情報に関する事務取扱要領」「那覇市電子入札運用基準」に基づき適正に執行していた。

本工事は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条」の規定により議会の議決に付さなければならない予定価格 1 億 5,000 万円以上の金額で、議会議決に付され、適正に契約を締結していた（建築一式工事）。

イ 契約について

(ア) 契約保証について

契約に必要な書類は完備されており、その内容は適正であった。

- a 地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図れていた（西日本建設業保証株式会社 請負金額の 10%）。
- b 前払金保証については、契約約款通りであり適正である（西日本建設業保証株式会社 請負金額の 40%以内）。

(イ) 工事契約書について

工事請負契約書は、「工事請負契約約款」に基づき適正に作成されていた。

(ロ) 建退共証紙など書類について

建設業退職金共済制度への加入はなされていた。掛金納付書を確認した。

(エ) 契約約款第 50 条（火災保険など）について

第 50 条第 2 項は、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示することを記載している。火災保険、建設工事の契約書の証券写しを提出させ適正であった。

6 現場施工状況調査について

現場内の整理・整頓が行き届いており、適切な、工事監理状態であった。

社会的な職人不足の影響が懸念されるが、遅れが生じない様、作業員の人員確保に努めているとのことである。

(1) 指摘事項等

(注意事項)

ア 建設業法等により、工事現場への掲示が必要な建設業法の許可票は、下請負人を含む全ての建設業者の掲示が必要となるので掲示すること（写真－2 参照。）

イ 公衆の見やすい位置に掲示する看板の記載を一部修正させること。建設業の許可票に表示する主任技術者の欄は、「有」「無」を記載するのではなく「専任」又は「非専任」を記載すること（写真－3 参照）。

ウ 足場を使用する協力業者の点検表記録を作成させること。

7 現場調査時の写真

(写真－1)

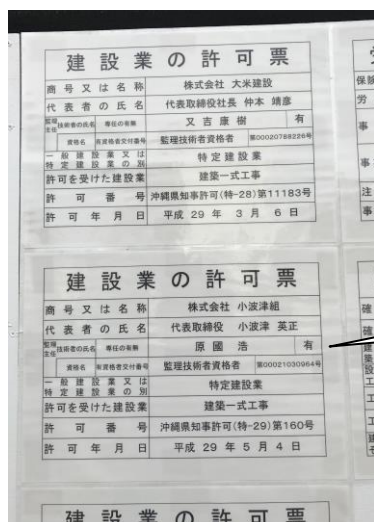
「特定元方事業者」を指名（安全衛生法第30条第2項）



(写真－2 建設業法の許可票)

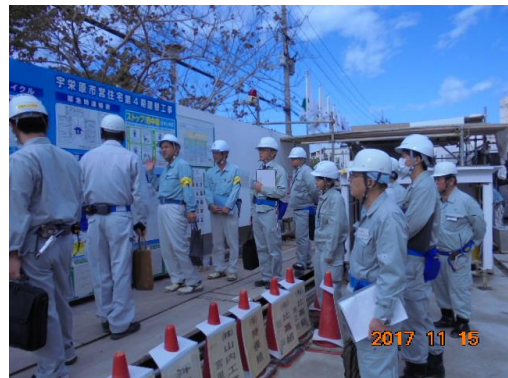


(写真－3 建設業法の許可票)



「専任」又は「非専任」と記載する（建設業法第26条）。

(現場調査写真)



以 上